

令和元年第6回定例教育委員会

令和元年6月27日(木)
午後3時00分
宮代町役場 101会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 令和元年6月宮代町議会定例会関係

ア 一般質問と答弁の概要について P1

(2) 学校教育関係

ア 7月の行事予定について P3

イ 7月の事業予定について P4

(3) 生涯学習関係

ア 7月の事業予定について P5

5 議事

議案第23号 宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する
審議会委員の委嘱について P7

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1) 令和元年6月宮代町議会定例会関係

ア 一般質問と答弁の概要について
(答弁要旨は別冊資料を参照)

通告5号 角野由紀子議員

[答弁者：町民生活課長]

3 食品ロス

まだ食べられるのに、捨てられてしまう食品ロス。国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は2030年度まで小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させることを掲げている。日本は家庭から出る食品ロスを2030年度まで2000年度比半分に減らす目標を明らかにしています。当町における食品ロス削減推進はどのように取り組んでいくか。学校給食や新しい村などではどうか。フードドライブの実施は。

通告8号 小河原正議員

[答弁者：教育推進課長]

5 道仏地区に公民館新設について

道仏区画整理事業も組合解散が近づいてきました。宮代町の人口が約2,000人近く増加した一翼を担った大事業です。聞くところによると、自治会の総会を実施するのに場所を探すのに苦慮したと聞きました。新しい地域づくりのために公民館を建設する時期にきていると思うが、町の対応は。

通告9号 唐沢捷一議員

[答弁者：教育推進課長]

2 町内各小中学校の環境整備(校庭・施設等)について

町に住み、働き学ぶ全ての人々が、共に支えあい輝く街をつくる土台は教育だと認識している。特に「人づくり」の義務教育の場である小中学校の教育環境整備は極めて重要だと考え、以下質問いたします。

(イ)校内の樹木剪定や周辺整備はどのような体制で実施しているか。

(ロ)不審者対策や校内出入口のチェック対策は。

(ハ)校内の老朽化施設の維持管理は。

(ニ)小中学校体育館の空調設置計画は。

3 小学校の登校時の現状は

- ①朝の通学時の立哨当番が保護者の負担になっているが、現状を把握しているか。
- ②学区が自由に決められるが、登校時のことを事前に通達しているか。

1 小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会の内容は。

公募委員の選考も終わり再審議が始まる。前回は部活動について、生徒数が少ないと部活動ができないことが大きな争点となっていた。部活動に関する考え方や指導法、温暖化での熱中症や青少年の成長過程において部活のみに時間を大きく使うことのも考え方も変化してきている。今回の審議の内容をお聞きしたい。

2 町主催の行事などで、安心安全及び衛生管理等の徹底はされているか。

桜市や町民まつり、町民体育祭は町民や地域のコミュニティの大切な機会となっている。交通事故や食中毒など大きな事故にならぬよう、町民の皆さんが安心して町のイベントに参加できるよう町の考え、対策を伺う。

- (1)町民まつり及び町民体育祭での参加者の飲酒の現状をどのように把握しているか。今の状況で、事故が生じた場合、町の責任を問われることになる。どう対処するのか。
- (2)町民体育祭で登録された選手や、飛び入り参加及び応援者などの保険対応はどこまで対応できるのか。
- (3)桜市などのイベント参加者で素人の手作り食品の販売の衛生管理は徹底されているか。

4 図書館を高齢者が利用しやすいように地域交流サロンへの貸し出しなどいかがか。

図書館は創意工夫がなされ、子供図書をはじめとして新刊紹介や本への誘いなど、よく工夫されている。図書館ができた頃、よく利用していた町民のみなさんも高齢となり、免許返納や「本は借りたいが遠い、重い」など足が遠のいている、と聞く。文字の拡大版の本が新刊、特集コーナーの次のコーナーにありわかりやすい場所となっている。文字のみでなく、園芸や料理の写真集など、眺めるだけで楽しめる本などもたくさんある。高齢者が図書館を利用しやすいような貸し出し方法など、検討されているのかお聞きする。

(2) 学校教育関係

ア 7月の行事予定について (各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(月)	学習参観・懇談会<低>(須) 校内授業研究会・学力向上週間(東) パワーアップチャレンジ週間(笠)	修学旅行～7/3(百) 期末テスト～7/2(前)
2日(火)	学習参観・懇談会<高・特>(須) 支援担当訪問<英>(百) 授業参観・懇談会<全>(笠)	
3日(水)	学習参観・懇談会<全学年>(東)	
4日(木)	支援担当訪問<英>(須) 学習参観・懇談会<2・4・6年・特>(百)	
5日(金)	浮いて待て講習会(須) 学習参観・懇談会<1・3・5年>(百) 着衣水泳<1・4・6年>(笠)	支援担当訪問<数>(前)
6日(土)		
7日(日)		
8日(月)	竜巻対応避難訓練(百) 一斉下校・スクールガード(東)	修学旅行～7/10(須)
9日(火)	社会科見学(東)	
10日(水)		P T Aあいさつ運動(百) 薬物乱用防止教室(前)
11日(木)	着衣水泳<1・3・5年>(百) 林間学校～7/13(東)	
12日(金)	着衣水泳<2・4・6年>(百)	
13日(土)		学校公開・保護者会<中>
14日(日)		
15日(月)	海の日	海の日
16日(火)		
17日(水)	給食終了日 大掃除(須・百)	給食終了日 P T Aあいさつ運動(百)
18日(木)	短縮3時間 大掃除(東・笠)	短縮3時間 大掃除(須・百・前)
19日(金)	第1学期終業式 一斉下校(須・百・笠)	第1学期終業式 ふれあいデー

	ふれあいデー	
20日(土)		
21日(日)	林間学校～7/23(須)	
22日(月)	水泳学習～7/31(須)～7/29(百) ～7/30(東)～7/29(笠) サマースクール～7/30(須)～7/29 (百)～7/30(東)～7/29(笠)	救命救急研修会・民生児童委員会(須) 三者面談～8/31(全学年・須) サマースクール～7/24(百)
23日(火)		夏休み学習会～7/24(須)
24日(水)	教育課程研究協議会<小>	学校保健委員会(須)
25日(木)		教育課程研究協議会<中>
26日(金)		小中合同研修会(須)
27日(土)		
28日(日)	林間学校～7/30(百)	
29日(月)		
30日(火)		救命救急研修会(前)
31日(水)		

イ 7月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
1日(月)	学校管理訪問町教育委員会事前訪問	笠原小
6日(土)	宮代江戸の日	各家庭
9日(火)	学校管理訪問 社会科副読本編集委員会	笠原小 役場 202 会議室
16日(火)	23 採択地区教科用図書採択協議会	幸手市役所
31日(水)	初任者施設体験研修 小学校英語科指導者研修会	みどりの森・役場 笠原小

(3) 生涯学習関係

ア 7月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
7日(日) 9:00～16:45	<p>新みやしろ郷土かるた大会</p> <p>■かるたを通して宮代町の歴史・文化・魅力を楽しみながら学び、郷土愛を深めることを目的とする。</p> <p>●対象：小学校1～6年生</p> <p>●エントリーチーム数：107チーム（321名）</p>	進修館大ホール
14日(日) 14:00～17:00	<p>これからの図書館づくりを考えるワークショップ</p> <p>■第2次図書館ビジョンの策定にあたり、町民や利用者の図書館に対するニーズ等を把握することを目的に開催。</p> <p>●会場：町立図書館ホール</p> <p>●対象：無作為抽出住民（1000人に案内状発送）の参加希望者、公募（町民、利用者）、関係団体等</p> <p>●定員：40名</p> <p>●内容：講演会、図書館の現状報告、グループディスカッション</p>	町立図書館 ホール
13日(土) ～10月20日(日)	<p>企画展「広報みやしろ～発信された宮代あれこれ平成編～」</p> <p>■昭和34年に創刊して以来、現在に至るまで町に関するさまざまな話題や情報を発信してきた「広報みやしろ」の掲載記事の中から、平成年間に掲載された記事に注目し、関連資料と共に宮代町のあゆみを振りかえる。</p>	郷土資料館
17日(水) 14:45～17:00	<p>放課後子供教室（モデル事業）第1回</p> <p>■児童が放課後に安心・安全に過ごせる場を確保するとともに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動に取り組む機会を提供する。</p> <p>●会場：百間小学校（多目的教室、校庭、体育館等）</p> <p>●対象：百間小学校在籍児童（定員50名程度）</p> <p>●内容：自主学習、自由遊び、提供プログラム（昔遊び／さわやかクラブ連合会）</p>	百間小学校
16日(火) 10:00～11:30	<p>みやしろ大学（第4回/全8回）</p> <p>■シニア世代に学びや体験の機会を提供するとともに、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。</p> <p>●内容：音楽の時間～マンドリン・コンサート～</p> <p>●講師：アンサンブル・ラルゴ</p> <p>●対象：みやしろ大学受講生</p>	進修館大ホール

<p>20日(土) 14:00~16:00</p>	<p>さいかつぼーる体験(第3回/全10回) ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に埼玉葛地区発祥のさいかつぼーるを通して、スポーツに親しむ機会を提供する。 ●内容:さいかつぼーる ●対象:小学校4年生以上(小学生は保護者同伴)</p>	<p>ぐるる宮代 サブアリーナ</p>
<p>20日(土)、 8月23日(金) 9:30~12:00</p>	<p>土器づくり教室 ■縄文土器づくりの体験 ●内 容:粘土で縄文土器をつくります。 7月20日に製作し、8月23日に土器焼きを行う。(作品は焼成後配付) ●対 象:小・中学生で両日参加できる方</p>	<p>郷土資料館</p>
<p>26日(金) 10:00~12:00 31日(水) 10:00~12:00</p>	<p>夏休み体験学習「郷土資料館へ行こう」 ●内 容 26日(しぼりぞめ)、 31日(和とじノートづくり) ●対 象 小・中学生 ●定 員 20名(先着順) ●費 用 各200円(しぼりぞめ300円) ※材料費 *参考 縄文ペンダントづくり 8月 1・6日 まがたまづくり 8月 2・7日 しぼり染め初級 8月 8日 和とじノートづくり 8月 9日</p>	<p>郷土資料館</p>

議案第23号

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会委員の委
嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会委
員に委嘱することについて議決を求める。

令和元年6月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会
委員に委嘱したいので、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関
する審議会条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和3年6月30日までとする。ただし、諮問事項に係る審議が
終了したときは、そのときまでとする。

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会委員名簿

区 分		氏 名	備 考
1	P T A代表	1号委員 軽部 麻実子	須賀小学校P T A
2		1号委員 杉村 健	百間小学校P T A
3		1号委員 佐藤 恵祐	東小学校P T A
4		1号委員 池田 恵子	笠原小学校P T A
5		1号委員 6月下旬に再推薦	須賀中学校P T A
6		1号委員 上野 雅子	百間中学校P T A
7		1号委員 矢戸 義之	前原中学校P T A
8	自治会等の 代表	2号委員 金子 雄一	駅西口地区連絡会
9		2号委員 小澤 輝雄	古利根地区連絡会
10		2号委員 山内 靖子	姫宮地区連絡会
11		2号委員 鶴見 祥子	須賀地区連絡会
12	小中学校長	3号委員 山口 隆夫	百間小学校長
13		3号委員 竈宮 賢治	百間中学校長
14	識見を有す る者	4号委員 濱本 一	共栄大学教育学部教授
15		4号委員 小林 尚	元中学校長
16		4号委員 戸田 泰宏	音楽プロデューサー
17	公募による 市民	5号委員 松本 和俊	
18		5号委員 宍戸 ゆみ	
19		5号委員 菊地 正明	

○宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例

平成24年12月17日

条例第21号

(設置)

第1条 町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等を審議するため、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町立小中学校の新設、統合、廃止等による適正配置に関すること。
- (2) 前号又は特別な事情による通学区域の新設、再編又は見直しに関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 町立小中学校のPTAの代表
- (2) 自治会等の代表
- (3) 町立小中学校長
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にある委員の任期は、その在任中とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例の廃止)
- 2 宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例（昭和54年宮代町条例第7号）は、廃止する。